

策定体制（案）

計画策定の体制

附属機関

(1) 千葉県環境審議会

ア 役割 : 環境基本計画策定についての諮問・答申を行うとともに、環境の保全及び創造に関して基本的事項の調査審議等を行う。

イ 委員数 : 24名

ウ 構成員 : 学識経験者、市民の代表者、関係行政機関の職員及び市議会議員

(2) 環境基本計画専門委員会（令和3年1月22日環境審議会で設置）

ア 役割 : 環境基本計画における指標・環境目標値（大気を除く）等に関する事項について調査研究を行い、審議会に報告を行う。

（※決定権は持たない）

イ 委員数 : 9名

ウ 構成員 : 審議会委員及び臨時委員

(3) 大気環境目標値専門委員会（令和3年1月22日環境審議会で設置）

ア 役割 : 大気環境目標値に関する事項について調査研究を行い、審議会に報告を行う。（※決定権は持たない）

イ 委員数 : 5名

ウ 構成員 : 審議会委員及び臨時委員

庁内

(1) 千葉県環境基本計画推進会議及び幹事会

ア 役割 : 計画の策定にあたり、各種施策・事業の総合的調整及び進行管理を行い、庁内の合意形成を図る。

イ 構成員 : [推進会議] 両副市長、教育長、各局長等

[幹事会] 環境保全部長、環境局内関係課長、各局主管課長等